

第3章 寄附によるまちづくり条例

1 寄附によるまちづくり条例の取組事例

—小樽市「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり」—

かつて北海道の商都と呼ばれ、歴史的建造物や産業遺産が数多く残る北海道小樽市では、これらの資産を後世に引き継ぎ、魅力あるまちづくりを実現するため「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」を制定して寄附を募り、まちづくりを進めている。



運河沿いに歴史的建造物が続く小樽の景観

年	内容
昭和 58 年	「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」制定
昭和 60 年	上記条例を基に、市が歴史的建造物の指定を開始
昭和 63 年	市が都市景観賞の選定を開始。小樽の歴史と風土に調和した都市景観を作り出している建築物やイベントなどを表彰するもの
平成 4 年	「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」制定。昭和 58 年の条例を発展させたもの
平成 16 年	景観法が公布される
平成 17 年	小樽市議会において、寄附条例の制定に向けた提案がなされる
平成 20 年	2 月 旧国鉄手宮線活用懇話会を地元市民など 10 団体で設置 3 月 「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」制定 4 月 同条例施行。対象は「歴史的建造物の保全」など 5 事業 「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」全部改正
平成 21 年	条例の対象となる事業に「能楽堂の保全」を追加



総合博物館の展示鉄道車両の保全事業
広大な敷地に並ぶ北海道ゆかりの車両



登録歴史的建造物の保全事業
運河沿いに建つ旧篠田倉庫（大正 14 年）

(1) 事業概要

①小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例

北海道小樽市はかつて北海道の商都と呼ばれ、現在も往時をほうふつとさせる歴史的建造物や産業遺産などが数多く残り、独特な街並みや景観を形成している。これが「どこか懐かしい」「親しみが持てる街」として支持され、多くの観光客が訪れる。

小樽市では、これら歴史的な財産を後世に引き継ぎ、個性豊かな魅力あるまちづくりを実現するため「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」により具体的な事業を示し、賛同する全国の「小樽ファン」から基金への寄附を募ることで、まちづくりを進めている。なお、本章末尾に条例の全文を掲載するので参照されたい。



旧国鉄手宮線の保全及び活用事業
廃線跡のイメージを生かして整備されている

②寄附によるまちづくりを進める事業

本事業では、寄附者が次の事業の中から用途を指定することができる。

1. 旧国鉄手宮線の保全及び活用事業
2. 市立小樽文学館及び市立小樽美術館の整備事業並びにその周辺の整備事業
3. 小樽市総合博物館の展示鉄道車両の保全事業
4. 小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業
5. 「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（※）」に基づく登録歴史的建造物の保全事業
6. その他、市長がこの条例の目的のために必要と認める事業

※ 平成4年制定、平成20年全部改正、平成24年一部改正（以下「景観条例」という。）

③寄附金の申し込み方法

寄附金は1口5,000円を基本として何口でも申し込むことができる。また、5,000円未満の寄附も受け付けている。寄附金の支払は、銀行振込、現金書留、直接持参のほか、クレジットカード払いも可能としている。クレジットカードの場合は、株式会社エフレジのF-REGI 公金支払いサイトを利用する。

ふるさと納税制度の要件を満たす場合は、寄附者が確定申告を行うことで住民税や所得税の控除を受けることが可能である。

④「小樽ファン認定証」の贈呈

5,000円以上の寄附者には、市内文教施設の入館料が最長2年間無料となる「小樽ファン認定証」を贈呈している。対象施設は、小樽市総合博物館（本館・運河館）、市立小樽文学館、市立小樽美術館など6施設である。なお、5,000円以上の寄附を5回（年）行った個人には、無期限で無料となる「名誉小樽ファン認定証」を贈呈する。

(2) 事業の経緯

寄附条例制定当時の小樽市では、人口減少に伴う市税の減収や地方交付税の減少などにより厳しい財政運営を余儀なくされる中、次の点が課題として認識されていた。

1. 市の景観条例に基づく小樽市登録歴史的建造物の外観保全に対する助成制度において、助成限度額などの大幅な見直しを迫られていた。
2. 道内初の鉄道「旧国鉄手宮線跡地」の活用が十分でない、市総合博物館に保存されている鉄道車両の経年劣化が進むなど、産業遺産の利活用や保全に課題があった。



本事業により整備された旧共生（株）（明治45年）
内部はオルゴールショップに活用されている

特に、道内屈指の棟数（現在92棟）を擁する市登録歴史的建造物については、保全に多額の資金が必要であるにもかかわらず、助成額を下げざるを得ない状況に陥りつつあった。

一方で、NPO法人が取り壊しの危機を迎えた歴史的建造物（現小樽無尽ビル）を買い取り、その保存・活用を試みるなど、歴史的資源の保全に関する市民意識が高まりつつあった。こうした背景の下、小樽市でも新たな資金調達の可能性を検討することとなり、その結果、自主財源の確保や市政への住民参加の実現など、新しい地方自治のあり方として注目されていた寄附条例を制定することとした。



本事業により整備された旧渋澤倉庫（明治28年）
レトロな外観を生かしたライブハウス、カフェとして営業中

平成17年の市議会において、議員から長野県^{やすおか}泰草村の「ふるさと思いやり基金条例」（寄附によるまちづくりに関する条例）を参考にしてはどうかという意見が出され、その後、市が先進自治体（道内では羅臼町、ニセコ町）の取組や実施後の推移などを参考にして条例制定の検討を行った。条例案の提出は市が行い、平成20年3月制定、同年4月施行となった。なお、本条例の制定や対象事業の選定に当たっては市長のリーダーシップが強く発揮されている。

(3) 事業の内容

具体的な事業内容は以下のとおりである。対象となる事業の選定に当たっては、寄附の成果を分かりやすくするためソフト事業は対象とせず、具体的に目に見える事業とすることに留意した。また、あらゆる事業を対象とすると焦点がぼやけるため、小樽を象徴する歴史的建造物や産業遺産を活用した事業に絞り、特色を出すことに成功している。

①旧国鉄手宮線

現在、散策路を含むオープンスペースとして、あるいは冬季の有名イベント「雪あかりの路」のメイン会場として活用している。平成20年2月に「旧国鉄手宮線活用懇話会」を地元の10団体で設置し、跡地全体の活用方法について協議が進められ、平成21年度に、当面はオープンスペースとして活用する方策を取りまとめた。平成25年度からオープンスペースとして整備中である。



市立小樽文学館・市立小樽美術館

隣接する旧手宮線と一体的な整備が計画されている

②市立小樽文学館・市立小樽美術館

小林多喜二や伊藤整、中村善作など、小樽ゆかりの作家の作品や資料の常設展示のほか、特別展などを開催している。中心市街地に存在し、旧国鉄手宮線にも隣接するという立地条件を活かし、周辺も含めた整備を進めている。



総合博物館の展示鉄道車両

色あせた車両を順次補修している

③総合博物館の展示鉄道車両

北海道の鉄道史を物語る貴重な資料でありながら、現在、腐食や破損が進行しており、計画的な補修を行うことで保存と活用を進めている。

④小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業

事業開始後の平成21年度に追加された項目である。同能楽堂は大正15年に建設され、所有者の没後、市に寄贈され、その後昭和36年に現在地に移築された。能の格式にのっとり



小樽市公会堂の能楽堂

市民団体の能・狂言の練習などに活用されている

た舞台としては東北以北唯一の存在といわれており、現在、小樽市が保全と整備を進めている。

⑤登録歴史的建造物

小樽市独自の良好な都市景観を保全し育成するため、景観条例に基づき、修復などに対し助成や融資を行っている。今後も、寄附を財源として事業を継続し、小樽らしい景観の保全と新しい景観形成を進める予定である。



運河プラザとして運営しながら修復中の歴史的建造物
旧小樽倉庫（明治23～27年）

⑥その他、市長がこの条例の目的のために必

要と認める事業

本事業は、基本的には小樽の特徴である歴史的資源を活用した事業を対象としているが、行政側が計画・実行する事業に限定せず、できるだけ寄附者の意向を反映できるようにするため、本項を加えている。

例えば、市民団体が取り組む個性豊かなふるさとづくり事業を支援する助成金や、いわゆるB級グルメの一つ「小樽あんかけ焼きそば」のPR事業費として、寄附金の一部が活用されている。



歴史的建造物の認定を示す銘板（右）と
建物を説明する看板（旧篠田倉庫）

(4) 事業の特徴

①事業間の重み付け

事業ごとにどの程度の寄附があるか、事前に見込みを立てることはできないため、収入状況を見ながら事業を進めることとしている。ただし、歴史的建造物の保全事業、及び鉄道車両の保全事業については、以前から多くの寄附が寄せられており、寄附金等を活用しながら既に事業を実施している。

歴史的建造物の保全事業は、基本的には民間（建造物の所有者）が実施する工事に、市が外観保全費用の1/3を助成する仕組みであり、助成額は最高で600万円である。

また、旧国鉄手宮線の活用と市立小樽文学館・市立小樽美術館の整備については、今後、市民や関係団体の意見も参考にしながら利活用や整備を進めていく予定である。

②外部団体との関係

寄附対象の事業は、市が主体的に行う事業であることから、条例案の作成段階にお

いて、観光協会等の外部団体との調整や協議は特に行っていない。

しかし、旧国鉄手宮線の活用については地元の10団体で設置した前出の「旧国鉄手宮線活用懇話会」と協議を進めており、平成21年度には、当面オープンスペースとして活用する方策を取りまとめ、平成25年度からオープンスペースとして整備中である。また、総合博物館の展示鉄道車両保全事業においてはNPOとの連携を行っているほか、その他事業の「ふるさとまちづくり協働事業」など、事業実施に当たって外部団体と市が連携しながら進めている事業もある。

③実施結果の報告

月ごとに寄附者名（匿名可）、金額、対象事業名をホームページで公表している。また、年度末には、各事業に寄せられた寄附の件数と金額、事業開始からの累計額を公表している。

また、年度ごとの基金の管理状況や支出の内容、事業成果の写真をホームページに掲載するなど、情報提供を行っている。

(5) 事業の成果

①寄附実績

平成26年3月末時点の寄附実績は以下のとおりである。

(金額：円)

事業	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日			平成20～24年度計			寄附金合計		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額	人数	件数	金額
1.旧手宮線		34	966,000		141	6,848,500		175	7,814,500
2.文学館・美術館		32	979,000		191	11,605,500		223	12,584,500
3.鉄道車両		50	635,000		182	6,238,000		232	6,873,000
4.能楽堂		20	315,000		73	1,759,088		93	2,074,088
5.歴史的建造物		62	1,432,000		326	27,236,350		388	28,668,350
6.その他		61	7,842,450		377	39,339,206		438	47,181,656
合計	186	259	12,169,450	920	1,290	93,026,644	1,106	1,549	105,196,094

※年度単位で把握しやすいよう平成26年3月末時点の数値を採ったが、その後も毎月公開されている。

なお、地元企業及び地元個人からの寄附実績は以下のとおりである。このデータから分かるとおり、地元企業からの寄附は必ずしも多くない。また、市によれば、平成25年度の地元個人が35件なのに対し、市外からの寄附が187件、中でも道外からの寄附が122件に達しているといい、圧倒的に市外からの支持を得ているといえる。

(金額：円)

年度	地元企業		地元個人	
	件数	金額	件数	金額
平成 23 年度	2	105,000	22	513,000
平成 24 年度	1	30,000	27	2,625,000
平成 25 年度	0	0	35	642,000

②小樽ファンの発掘・育成

市では、寄附金額等の情報を公開することでマスコミに取り上げられる機会が増え、小樽ファンの裾野を広げる効果があがっていると考えている。また、小樽を観光等で訪れた人が「小樽ファン大募集！」のポスター・パンフレットを見て、地元に戻ってから、あらためて市のホームページで詳しい情報を見た上で、寄附をする場合もあると考えられる。

また、「小樽ファン認定証」の所持者（寄附者）に対しては、寄附による事業成果等を記した「ふるさとだより」（ハガキ）を年1回作成・発送し、併せて小樽市の近況も報告している。その点で、小樽市ファンの継続性を高め、リピーターを増やすことにも貢献していると考えられる。この「ふるさとだより」は、外部事業者を使用することなく、職員が手作りしているものである。

本事業の寄附者については、市内在住／道内在住／道外在住に区分して管理している。今後は、こうした既存のファンや新たなファン層を取り込んで、インターネット上のファンクラブを組織するなど、ファンの思いを継続的・持続的なものへと昇華させていく取組が期待される。



市職員手作りのポスター

③条例化の意義

市では、具体的な条例制定の意義について以下のように考えている。

1. 市の重点施策である歴史的建造物の保全や、旧国鉄手官線の保全・利活用などを市民に訴え、寄附を通じた住民参加型のまちづくりを推進することができる
2. 産業遺産や景観に関連した具体的な事業を全国にPRし、多くの賛同者から寄附を募ることにより、市外在住者との交流につながる
3. 上記事業の財源確保が期待できる
4. ふるさと納税とのリンクにより、寄附者のインセンティブにつながる

(6) これまでの課題と対応

①寄附制度の周知、寄附金額の増加策

寄附制度を周知し、寄附金額を増加させることは基本的な課題である。市では、東京小樽会や関西小樽会、小樽商大OB会等、小樽にゆかりのある人が集まる会合でパンフレットを配布し、寄附を呼びかけている。こうした会合に市長が赴いてPRする場合もある。

②寄附対象の事業項目の追加

制度を充実したものにするため、対象となる事業を見直していくことも課題である。その一環として、平成21年4月に「小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業」を加えた。

③寄附者の利便性向上

寄附者の利便性を向上させることにより、金額が増加することは明らかと思われる。小樽市では、平成21年8月からクレジットカード払いに対応し、利便性を向上させている。



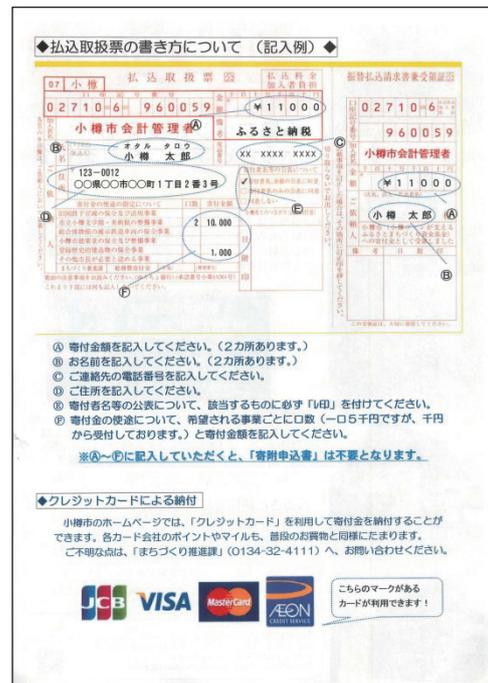
平成21年から事業対象に加わった能楽堂の
夏季公開を伝える看板（公会堂正面）

④寄附制度の周知徹底

ポスターやパンフレットを定期的に作成し、駅やホテル等に配置している。パンフレットには郵便振込用紙を添付してあり、例えば旅行から持ち帰ってすぐ、振込ができるようになっていいる。寄附者に高齢者が多いこともあってか、小樽市においては郵便振込による寄附も多いとのことである。なお、これらのポスター・パンフレット類も職員の手作りによるものが中心である。



「小樽ファン大募集！」パンフレット
こちら市職員の手作り



パンフレットの裏面には記入例とともに
振込用紙が添付されている
(上図は記入例のみ)

(7) 今後に向けた課題

①寄附金額の減少対策

個人を中心に、寄附金額が減少している。今後は寄附金額をいかに増やせるかが課題である。例えば、寄附金で実施する事業のうち、歴史的建造物の保全に関する助成制度では、かつて限度額が2,000万円であったが、現在は600万円に抑えられており、事業の性質を考えると決して十分とはいえない状況にある。こうした助成を拡充する上でも、寄附金額を増加させることは喫緊の課題といえる。

②企業からの寄附の拡大

近年、大企業を中心に CSR 活動の重要性が認識され、その一環としての寄附活動も拡大の傾向にある。一例として、北海道コカ・コーラボトリング株式会社では北海道及び道内全市町村と社会貢献活動に関する協定を結んでおり、小樽市においても自動

販売機の売上から一定割合を寄附している。今後は、①の寄附金額を増やす方策の一つとして、こうした企業に対する呼びかけ、働きかけがより重要性を増すと考えられる。

③他組織との連携

小樽市には、産学官連携により設立された「小樽観光大学校」があり、「おたる案内人認定制度」などを実施している。今後は、こうした組織との連携が課題であるが、観光関係の組織が日々の業務で多忙であるのに対し、まちづくりは中長期的な視点で取り組む事業が多いため、その整合を図ることが前提となると考えられる。

(8) 謝礼に対する考え方

①市の方針

条例の検討段階では特産品等を贈るという意見もあったが、この条例による寄附は、あくまでもふるさとや地域に貢献したいという「想い」が動機であってほしいという考えから、寄附者には市長直筆の礼状と「小樽ファン認定証」を贈るという現在の形に落ち着いた。後者には、寄附者が小樽を訪問するきっかけとなる期待も込められている。認定は「小樽ファン」から始まって、2回目（2年目）からは「小樽大ファン」「小樽大々ファン」「小樽大々々ファン」とレベルアップし、5回目（5年目）で「名誉小樽ファン」となる。各認定で施設入場が無料となる期間は最長2年間であるが、名誉小樽ファンは無期限である。

②ふるさと納税との関連

小樽市の寄附条例では個人・団体を区別せずに寄附を受け入れているが、ふるさと納税制度は個人の寄附に対するインセンティブとなっている。

地域貢献が寄附の動機であってほしいという考え方は変わらないものの、一方で全国的に広まっている特産品送付の現状は無視できない段階に来ている。小樽市としては、特産品送付は各自治体の良識に任せるべき問題と捉えているが、今後検討すべき課題の一つとしては認識している。

(9) 今後の展望

①基本的な取組

市では今後も、歴史的建造物や、日本初のアメリカ式鉄道として意義のある旧国鉄手宮線など、明治期から昭和初期にかけて先人が築き上げた産業遺産を活かしたまちづくりを続けていく方針である。その上で、次代を担う子供たちが郷土を愛し、誇りを持てるように、小樽の個性と文化を育てつつ好ましい都市景観を後世に残し、潤いと活力のあるまちづくりを進めていくことが重要であると考えている。

そのために、市では今後も市民・企業の理解を得るとともに、全国の小樽ファンの

力を借りながら、小樽独自のまちづくりを息の長い取組として進めていく方針である。

②クラウドファンディングの可能性

寄附条例という観点からの検討は行っていないが、市の財政担当部署が、国による投資型クラウドファンディングの制度化などの動きをにらみながら、資金調達における新たな可能性の一つとして、クラウドファンディングの活用について研究している。この点に関しては、市の取組として投資型が最適かどうかを含め、導入に向けた検討が必要と考えられる。

(10) 全国自治体へのアドバイス

小樽市では、寄附条例制定に当たり、対外的にアピールができ、寄附者の共感を得られるような「小樽らしい」テーマと、分かりやすい用途を設定することを心がけた。また、基本的には、ふるさとや地域に貢献したいという「想い」が寄附の動機であってほしいと考えており、寄附者を小樽ファンとして認定する仕組みを設けたり、定期的に寄附金の具体的な用途を「ふるさとだより」としてお知らせしたりしている。市では、こうした取組が、多くの寄附者に支持されている要因であると考えている。

○小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例

制 定 平成20年3月21日条例第2号
最近改正 平成21年3月23日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、小樽の歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくりを支援する人々による寄附金を財源として、寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かなふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業)

第2条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 旧国鉄手宮線の保全及び活用事業
- (2) 市立小樽文学館及び市立小樽美術館の整備事業並びにその周辺の整備事業
- (3) 小樽市総合博物館の展示鉄道車両の保全事業
- (4) 小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業
- (5) 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成20年小樽市条例第47号）に基づく登録歴史的建造物の保全事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条の目的のために必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てることを目的とし、寄附者から收受した寄附金を適正に管理し、及び運用するため、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附者への配慮)

第4条 市長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積立て)

第5条 寄附者から收受した寄附金は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、第2条各号に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 12. 26条例47）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平21. 3. 23条例5）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

第4章 自治体クラウドファンディング

1 クラウドファンディングの説明

(1) クラウドファンディングの定義

①定義——クラウドファンディングとは？

「クラウドファンディング」とは、「クラウド (Crowd=不特定多数の大衆)」から「ファンディング (Funding=資金調達)」するという意味である。クラウドファンディングを成功させるためには、「魅力的な資金調達案件」と「意欲的な資金提供者」が集まっていることが前提といわれている。

クラウドファンディングの基本的な枠組（事業モデル）は、市場に存在する資金提供側の「資金提供主体（個人）」と、事業を実施するために資金調達が必要な「法人又は個人」（本稿では自治体を指す）を、仲介業者（プラットフォーム運営事業者）がインターネットを介して結びつける形である。

まず、資金調達主体（自治体）は資金が必要な事業について、インターネット上で資金提供主体（個人）へ告知を行う。これを見て資金提供主体が事業への賛同、又は投資メリットを感じれば、各自が出資可能な金額を提供する。

なお、資金提供主体のメリットは、利回りといった金銭的なリターンに限らず、事業に関連したリワード（製品・サービス）の享受をはじめ多様であってよく、例えば自治体を実施する事業の場合、銘板への氏名記載や記念品の贈呈など、資金提供主体が事業に賛同したことを記録・称賛するような特典も考えられる。

つまり、自治体におけるクラウドファンディングとは、従来から一般に見られた市民からの「寄附」をインターネット上で受け付けるものと考えてよく、これをまちづくりの観点で見れば、寄附によるまちづくりをインターネット上で幅広く告知・受付するものと考えられる。

インターネットを活用するメリットとしては、従来の媒体に比べ、圧倒的に広範囲に（自治体内に限らず）事業の告知を行うことができ、より幅広い資金提供者を集められることが挙げられる。一方で市民の側にも、自治体の窓口にわざわざ赴いて面倒な手順を経ることなく、より手軽に事業への賛同・投資を行えるようになるというメリットが生じる。

②類型——クラウドファンディングの種類

クラウドファンディングは、リターン（リワード・利回り）の方法によって主として「寄附型」「購入型」「融資型（貸付型）」「投資型※」の4種類に分類でき、それぞれ異なる特徴がある。なお、このうち「購入型」を狭義のクラウドファンディングとする考え方もある。



※2014年5月に成立した改正金融商品取引法により、投資型の一つ「株式型」が登場するとみられている。

各類型の特徴は次のとおりである。

類型	特徴
寄附型	資金提供者へのリターンが発生しない形で資金調達を行うもの。社会性の高い分野のプロジェクトで利用されることが多い（例：被災地支援関連）。共感性が高いテーマであれば、資金提供者1口当たりの金額は少額であっても、多くの賛同者を集めることでプロジェクトの遂行が可能となる。
購入型	資金提供者へのリターンを、事業に関連したモノ（製品）やサービスで還元する形で資金調達を行うもの。現在、国内で仲介業者数、調達金額ともに増加が顕著な形態。特定のテーマを設定せず、モノづくりからサービス系のテーマまで広く扱う「総合型」と、特定のテーマを設定し、モノづくり、出版、スポーツ、アートなどの分野に特化させた「特化型」がある。
融資型	資金提供者が、提供した元本と利子をリターンとして受け取る形で資金調達を行うもの。個人間融資と捉えることができ、一般に「ソーシャルレンディング」と呼ばれる。仲介業者が資金調達案件ごとに匿名組合（ファンド）を組成して出資を募る。貸し倒れリスクが存在することから、資金提供者にはリスクを理解した上での利用が求められる。仲介業者側も、貸し倒れ率を引き下げるために、案件化の段階で一定の基準を設ける等、工夫している。
投資型	資金提供者へのリターンを、事業の利益に応じた配分として還元する形で資金調達を行うもの。中小企業に対する資金提供や不動産事業者の不動産購入に関する資金提供など、一定の運用利回りを前提としたプロジェクトへの投資が対象となる。例えば、地域活性化につながる事業に資金提供者の共感を得ることで、投資促進に結び付けるケースなどがある。
	株式型

これらの類型を、利用目的や受取団体の種類、見返りの有無などの視点で整理すると次のようになる。

類型	視 点						
	利用目的	必要な免許	受取団体	契約の種類	お金の種類 支払／受取	金銭の見返り	金銭以外の見 返り(ギフト)
寄附型	自らの資金 調達	不要	非営利団体 のみ	寄附契約	寄附／寄附	なし	あり（対価 性なし）
購入型	自らの資金 調達	不要	企業・団 体・個人	売買契約 (民法)	購入／売上	なし	あり（対価 性あり）
融資型・ 投資型	地域企業へ の資金仲介 支援	第二種金融 商品取引業	匿名組合 (営業者)	匿名組合契 約(商法)	出資／出資	あり (分配金)	あり（対価 性あり）

③自治体によるクラウドファンディングのあり方

以上の説明から分かるとおり、自治体がクラウドファンディングによる資金調達を目指す際、活用が可能な類型は「寄附型」又は「購入型」に事実上限られており、中でも、自治体を実施する事業において最もふさわしいのは「寄附型」であると考えられる。

寄附型が望ましいのは、自治体が資金調達を行う場合には、まちづくりに対する「共感」に基づいて出資してもらうことが何より大切であり、それが継続的な支援を期待できるまちの「ファンづくり」にもつながっていくからである。また、投資効率——具体的には出資したことで受け取れる商品や特典の価値（豪華さ）——によって寄附するかしないかを判断する「モノ（リターン）狙いの寄附」になるのを避けることも重要であり、その意味でも「寄附型」がふさわしいといえるのである。

④展望

1. 寄附市場の拡大

寄附金額の市場規模を経年変化で見ると、個人寄附総額はこれまで毎年5,000億円前後で推移していたが、2012年には7,000億円近くまで拡大している。これは、東日本大震災を経て、宗教関連、教育・研究、国際協力、及び緊急災害支援の各分野が増加したからである。2011年に急増した震災関係を除いた数字をみても、2012年には寄附総額、寄附者率とも増加しており「日本の寄附市場は拡大した」とみることができる。

2. 消費者意識の変化と新しい寄附の手法

1990年代以降、社会に役立ちたいという人たちが増加傾向にあり、近年では7割近くにまで達する状況にある。例えば、就職先を選ぶ際にも、「給与や勤務地」よりも「社会への貢献度、影響力」が重視されるなど、社会貢献への意識は確実に高まっている。

こうした変化の中、新たな寄附の手法の中では「ポイント還元」「クリック募金」「寄附付き商品」などの認知度が高く、企業が消費者との関係性を活かした寄附の仕組みを構築しつつあることがうかがえる。

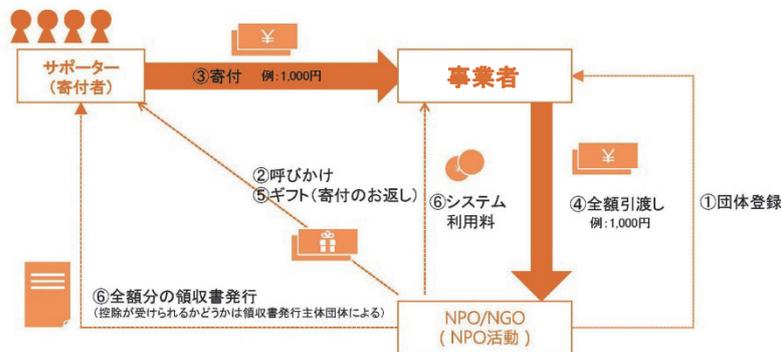
一方で、クラウドファンディングをはじめ、ICTを活用した「オンライン寄附」という新しい手法が登場し、広がりを見せている。ただし、現時点での認知度はさほど高くない。

(2) 自治体の取組方法

①セルフファンディング型とファンドレイザー型

実際に寄附を募る手順としては、セルフファンディング型とファンドレイザー型がある。自治体の場合、一般的な事業に対する寄附にはセルフファンディング型を利用することが多いと考えられるが、ファンドレイザー型を活用した事例もある。

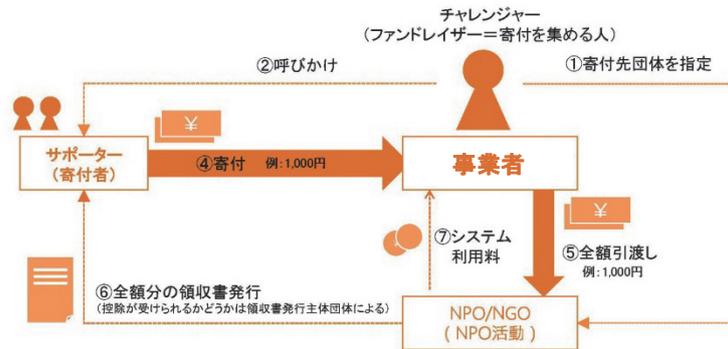
セルフファンディング型とは、事業主体（この場合は自治体）が自ら寄附を募る形で、クラウドファンディングの最も一般的な形態といえる。事業の目的や意義を資金提供者に向け直接的にアピールすることが可能なため、事業の社会的意義など、「共感」を動機とする資金提供主体を集めやすいという特徴がある。「まちのファンづくり」という視点からも、自治体の活用になじみやすい手法といえる。



(セルフファンディング型)

ファンドレイザー型とは、著名人など（ファンドレイザー＝寄附を集める人）に事業に関する「呼びかけ」をしてもらい、それによって寄附を集める仕組みである。欧米では広く普及しており、それまで興味を持たなかった潜在的な資金提供者を掘り起こす効果があるとされる。自治体での活用方法としては、マラソン大会に必ず出走できる「チャリティーランナー制度」を設けた例などがある。この場合は、大会の知名度が「ファンドレイザー」の役割を果たしているといえる。また、将来的には、例え

ば観光大使などを務める著名人などに「ファンドレイザー」となってもらい、寄附を呼びかけてもらうといった活用法も考えられる。



(ファンドレイザー型)

②自治体に取り組む場合の手順の流れ

一般に、自治体がクラウドファンディングに取り組む場合には前項でいうセルフファンディング型を採用することが多いと考えられるため、ここではセルフファンディング型を基に手順の流れを説明する。

【STEP1】ファンディング事業者を選定・契約（登録）する

事業者の選定に当たっては、寄附金にまつわる不正防止などの観点から、実績等を考慮して信頼できる事業者を選ぶことが重要である。また、寄附者の利便性に配慮する観点から、Webサイトの利用しやすさ（寄附手順の簡易さ、明確さ）やクレジットカード決済の可否なども大きな判断要素となる。

【STEP2】資金提供者に対する呼びかけをする

クラウドファンディングの成否を握るともいえる重要なSTEPである。次のようなポイントに従って、具体的な作業を進めていく。

★Point1 資金提供者の共感を呼ぶストーリーを作る

- ・「いくらあれば何ができる」と資金提供者の視点ではっきり書く
- ・インパクトのあるタイトル、画像・動画、コピーなどを用意する

★Point2 寄附の金額に応じた魅力的なギフトを用意する

- ・ギフトを通じ、資金提供者に「支援の実感」を持ってもらえるようなギフトを設計する
- ・ギフト目当ての寄附を防ぐため、原価は10%以下とする

★Point3 資金提供者に確実かつ真剣に呼びかけ、拡散を図る

- ・PRには自治体広報誌などのほか、報道向け広報を有効利用する
- ・Facebook や Twitter など ICT ツールも最大限に活用して拡散を図る

【STEP3】 寄附が実行され、事業者に入金される

資金提供者はインターネット上から事業者のWebサイトに対し入金操作を行う。

【STEP4】 事業者から自治体への入金により、寄附金が歳入となる

資金提供者から事業者への入金と、事業者から自治体への入金にタイムラグがあるため、自治体側の会計に不都合が生じないか、よく検討して受入れの仕組みを整える必要がある。事業者からの入金を月1度などに集約する場合も、寄附受付期間の終了時や年度末の会計処理などに配慮が必要な場合もある。

【STEP5】 資金提供者にギフトを贈る

「まちのファンづくり」という観点からは、単にギフトを贈るだけでなく、事業進行中の活動報告や、終了後の結果報告をきちんと行うことも肝要である。ギフトの種類としては、資金提供者名の公開（広報誌・Webサイト・現地）や活動報告・ポストカードなどの発送、現地視察ツアーへの招待などが考えられる。

【STEP6】 資金提供者に領収証を発行する

特に、寄附金控除の対象となる場合は、確実に発行する必要がある。なお、発送に当たり住所・氏名等、資金提供者の属性がある程度把握できるので、これを分析することでリピーターの創出につなげることも可能である。その際、個人情報保護への留意が必要なことは当然である。

【STEP7】 事業者にシステム利用料を支払う

事例をみると、寄附金の収納に係る業務委託費として取り扱うことが一般的であるが、法令に従い、自治体の都合に合わせて支出することとなる。

※システム上の都合で、事業者が予め手数料分を差し引いて入金する場合には、自治体の会計制度では相殺ができないことから、繰替払を使用して対応している例もある。

③自治体における導入事例

A. かまくら思いプロジェクト

神奈川県鎌倉市では、市内に設置する観光ルート板の設置にクラウドファンディングを導入した。

- ・キャッチコピー：あなたの名前が鎌倉のワンシーンになる
- ・目標金額：1基10万円×10基＝100万円
- ・寄附額の単位：1口1万円
- ・ギフト：設置する観光ルート板へのネームプレート掲出



B. 太閤なにわの夢募金～大坂城豊臣石垣公開プロジェクト～

大阪府大阪市では、秀吉が築いた初代大坂城の石垣を発掘・公開するプロジェクトにクラウドファンディングを導入した。

- ・キャッチコピー：みんなのチカラで、秀吉が築いた初代大坂城石垣に再び光を！
- ・目標金額：100万円
- ・ギフト：記念メダル、芳名帳への記載（金額による）



(参考資料)

- ・自治体でのクラウドファンディングの利用：意義と効果—総論（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
- ・寄附白書 2013（日本ファンドレイジング協会）

2 神奈川県鎌倉市の取組

—「かまくら想い」プロジェクト—

神奈川県鎌倉市は、市内に設置する観光ルート板の設置費用にクラウドファンディングを導入し成功を収めている。1基10万円×10基分=100万円を一口1万円とし、ルート板に寄附者の名前を記載するというギフトを設けて寄附を募集したところ、2か月の募集予定を大幅に下回る約3週間で目標金額を達成した。

年	内 容
平成22年	業者から市長への提案を元に、市長が検討を指示
平成24年	東日本大震災を契機に地方自治法施行令が改正され、寄附金に関する収納代行業務委託が可能となる
平成25年	自治体初のクラウドファンディングによる施設整備事業「かまくら想い」プロジェクト実施 鎌倉市寄附金収納代行業務委託契約を随意契約にて実施

(1) 事業の背景

観光都市として全国的にも有名な鎌倉市には、年間約2,000万人の観光客が訪れる。これに対する鎌倉市の観光予算は年間約2億円であり、公衆トイレ等の公共施設の整備に約1億円、観光案内所やWebサイトの運営等、その他の用途に約1億円を支出している。この中には、公衆トイレの洋式化や、無償で配布する観光パンフレット約40万部など、外国人も数多く訪れる観光都市ならではの支出も含まれる。

一方、歳入に関しては、鎌倉市は法人住民税の占める割合が低いため、こうした観光関連の支出を個人住民税によって賄う構図となっている。

このため、鎌倉市では従来から税外収入の確保に力を入れてきた。しかし、過去に京都市で実施された「古都税」のような法定外目的税は導入が難しく、それに代わるものとして近年では市内の海水浴場にネーミングライツ（命名権）を導入したり、Webサイトへの広告の導入を図ったりして増収に努めてきた。そうした中、市では「鎌倉」のネームバリューによって資金を集められるクラウドファンディングに着目し、導入を進めることとしたのである。

(2) 事業の経緯

平成 22 年、クラウドファンディングに関する Web サイトの運営事業者である一般財団法人ジャストギビング（現ギビングジャパン）から市長に対し提案があり、市長がクラウドファンディングについて具体的な検討を指示した。しかし当時、収納代行に関する業務委託が認められていたのは税金、社会保険料といった費目のみであり、寄附金が含まれていなかったため、クラウドファンディングの実現には至らなかった。

その後、平成 23 年の東日本大震災を機に寄附が一気に広がったことにより、自治体の業務負担を軽減するために、平成 24 年に地方自治法の施行令が改正され、寄附金に関する収納代行を業務委託により行うことが可能となった。

こうした動きを受けて、平成 25 年に自治体初のクラウドファンディングによる施設整備事業となる「かまくら想い」プロジェクトを実施した。



設置された観光ルート板と
寄附者氏名のプレート

(3) 事業の内容

「かまくら想い」プロジェクトは、鎌倉市観光商工課が市内約 140 か所に整備している観光ルート板について、10 か所分を新設する事業であった。ルート板の設置には 1 基約 10 万円の費用が必要だが、これを一口 1 万円として寄附を募り、新設するルート板に寄附者の名前を記載するという内容である。募集期間は平成 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、募集人数は 100 名（10 万円×10 基分）であった。市では、部署内 5 名（+派遣 1 名）の人員のうち 1 名を担当として対応した。

このプロジェクトは、自治体が事業主体となった日本初のクラウドファンディングによる施設整備事業として注目を集め、約 3 週間で早々に目標額を達成し、募集を締め切っている。また、ジャストギビングが運営するクラウドファンディングサイト「JustGivingJapan」は事実上、国内最大のサイトであり、その信頼と実績が寄附者に評価されたことも大きいと考えられる。

寄附者の内訳は、市内 4 割、市外 4 割、不明 2 割（受領証の発行を求めなかったも

の)であった。本来の目的からすれば、市外からの寄附が多いことが望ましかったのであるが、市内の寄附者からも「まちづくりに貢献できてうれしい」などのコメントがあり、市でもこうした動きを評価する結果となった。

(4) 事業の特徴

クラウドファンディングに関する事業者との契約は、鎌倉市とジャストギビングとの間の随意契約である(本章末の「鎌倉市寄附金収納代行業務委託契約書」を参照)。随意契約とした理由は、ジャストギビングにはすでに多くの実績があり、社会的信用度が高かったこと、事業広報における独自のノウハウがあり適切な役割分担が可能であったことなどが挙げられる。



鎌倉市観光商工課
齋藤和徳担当課長

観光ルート板の設置費用は別に同年度予算として計上しており、寄附が集まることを前提とした事業ではないため、ファンディングの手法は「都度型」とした。すなわち、目標額の一部しか集まらなかった場合にも残額を市の当初予算から支出することで事業は実施されるものである。なお、寄附1件当たり15%の手数料をジャストギビングに支払っている。

一方、今回の「都度型」に対し、寄附金額の目標達成を事業実施の前提とする「達成型」の場合、寄附者が目標に向かって参加しているという実感を得られる点でメリットがあるとのことである(観光商工課・齋藤和徳担当課長)。

(5) 成功要因

①手続きの手軽さ

インターネットを全面的に活用し、画面上ですべてが完結する方式を採用したこと。これにより、寄附者の負担を最小限に抑え、手軽に寄附を行うことが可能となった。なお、今回はインターネットからのみ受け付けることとし、他は問い合わせがあっても断るという割り切りをした。

②謝礼の気持ちの明示

完成した観光ルート板に、寄附者の氏名を記載したプレートを貼付・公表した。また、寄附金控除等に対応するため受領書を発行した。氏名が掲載された人は何度も鎌倉を訪れる「鎌倉のファン」になってくれると考えられる。

③まちづくりへの参加意識の醸成

まちづくりに自分も参加・貢献するという「共感」をつかむことに成功した。今回の事業における鍵はこの点にあったということである(齋藤氏)。

④人を引きつける呼びかけ

ジャストギビングの持つノウハウを活用し、「あなたの名前が鎌倉のワンシーンになる」の魅力的なキャッチコピー等を通じ、上記②③の広報を効果的に行った。また、報道機関への展開努力が奏功し、地元局、地元紙等への露出は多かった。

(6) 課題と対応策

①会計処理の課題

Webサイトのシステム上、寄附額の15%があらかじめ差し引かれて自治体に入金される。しかし、自治体の会計処理は両建て会計のため、寄附額と収納手数料を相殺できない。そこで、繰替払の仕組みを活用し、サイトからの入金がある都度、手数料の15%分を繰替払により支出することにより、実際の寄附額と入金額を合わせるようにした。

②単年度会計の課題

自治体会計は単年度会計であるため、3月末に入金が完了する必要があった。このため12月末で寄附を打ち切り、1月、2月で全額が入金される仕組みとした。ただし実際には目標達成が早かったため、この問題は生じなかった。なお、これらを含め、契約に当たっては市契約課における内容確認を経ている。

(7) 今後の検討課題

①仲介機関の決定方法の検討

本事業ではジャストギビングと随意契約を行ったが、議会等からは仲介機関選定に一層の透明性を求める声があるため、次年度の事業に関しては手数料率による競争入札を検討している。ただしこの場合、事業者の資質・能力等を市側が判断しなければならない点は課題となる。

②クラウドファンディング事業のリスク

前項とも関連するが、仲介機関による寄附金の持ち逃げ、仲介機関の倒産などは事業を実施する際のリスクと考えられる。これらはいずれも、仲介機関の選定を慎重に行うことで回避可能であるが、事業者の見極めを要する点は前項同様である。

③実施時期や規模に関する課題

市では、観光地へのトイレ設置なども検討しているが、1基1億円かかるため、いつになれば必要額が達成できるか見通しが立たず、足踏みをしている間に寄附者のモチベーションが低下する恐れが高いため、実施に踏み切れていない。

また、前出の単年度会計の課題が実施上の工夫などでクリアできれば、通年型の寄

附募集も考えたいとのことであった。

④寄附の継続性を確保するための方策の検討

寄附によるまちづくりにおける継続的な安定性を確保するため、市では現在「鎌倉市ファンクラブ（仮称）」の創設を検討中であり、創設に向けた対応策としては、次のような案を検討している。

- ・ 寄附者との双方向コミュニケーションの構築（属性の把握や次への活用を含む）
- ・ 寄附状況によるランク付けに基づく対応
- ・ 鎌倉市まちづくりへの参加促進

鎌倉市寄附金収納代行業務委託契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン（以下「受注者」という。）とは、鎌倉市寄附金収納代行業務について次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は、鎌倉市寄附金収納代行業務（別紙仕様書のとおり。以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から平成26年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、委託事務により受注者が収納した寄附金の額に応じたシステム利用料とする。なお、システム利用料は受注者が規定する「支援先団体の利用規約（平成23年2月1日施行、以下利用規約）」及び別表「システム利用料一覧表」に応じたものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。

（契約履行の場所）

第5条 契約履行の場所は、次のとおりとする。

東京都港区赤坂8-3-3-304 一般財団法人 ジャスト・ギビング・ジャパン

（業務の着手）

第6条 受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（委託料の支払等）

第7条 受注者は、毎月の委託業務完了後速やかに、あらかじめ発注者が承認した受注者指定の委託業務完了届及び委託料請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の委託業務完了届及び委託料請求書が正当であると認めるときは、地方自治法施行令第164条第4号の規定により、受注者が収納したシステム利用料から繰り替えて、受注者に委託料を支払う。

3 本契約に記載のない事項については、受注者の指定する利用規約に従うものとする。

（検査等）

第8条 発注者は、受注者の委託事務の状況について、随時に検査し、又は受注者から必要な報告を求めることができる。

2 受注者は、発注者から前項の調査等を求められたときは、これに協力し、発注者の指示に従わなければならない。

（履行遅滞による違約金）

第9条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、遅滞日数1日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則第14条に定める率に相当する違約金を、受注者に請求することができる。

（危険負担）

第10条 目的物の引渡し前に、目的物、業務材料等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(かし担保責任)

第11条 受注者は、業務が完了した目的物のかしについて、担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責めを負わないものとする。

2 前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、業務完了の時から1箇年とする。

(2) 前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見した時から1箇年とする。

3 発注者は、前項に定める期間内において、かしのある業務の目的物について、受注者に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。

5 発注者は、第2項に定める期間内において、業務を完了した目的物について、かしを発見した場合は、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 受注者がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 受注者が前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受注者が破産、民事再生手続開始の申立の時又は申立を受けたとき（破産宣告後において破産法（平成16年法律第75号）第53条、民事再生手続開始申立の場合においては民事再生法（平成11年法律第225号）第49条の制限を受ける場合を除く。）。

(5) 受注者が所在不明となったとき。

(6) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

2 前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

(受注者の契約解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 発注者の指示により仕様等を変更したため、委託料が3分の1以上減少したとき。

(2) 発注者の指示による業務の中止期間が、契約期間の2分の1以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(法令等の遵守)

第14条 受注者は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

(2) 第12条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に

損害を与えたとき。

(一括再委託の禁止等)

第16条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、この契約から生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者が承認した場合はこの限りではない。

(契約の内容変更等)

第18条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。

(相手方に対する通知の発効時期)

第19条 発注者から受注者に対する文書の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第21条 受注者は、発注者に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)

第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第23条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に定めるところのほか、発注者と受注者が協議して定める。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 東京都港区赤坂8-3-3-304
一般財団法人
ジャスト・ギビング・ジャパン
代表理事 佐藤 大吾

別表

システム利用料一覧表

システム利用料は、Just Giving 手数料と決済手数料の合計額とする。

決済方法		Just Giving 手数料	決済手数料	備考
クレジットカード		寄附金額×10%	寄附金額×3.5%+15 円	
ネット バン キン グ	郵便貯金、みずほ銀行、 三菱UFJ銀行、三井 住友銀行、スルガ銀行	寄附金額×10%	寄附金額 3 万円以上…210 円 寄附金額 3 万円未満…105 円	
	ジャパンネット銀行	寄附金額×10%	寄附金額 3 万円以上…220 円 寄附金額 3 万円未満…115 円	
	楽天銀行	寄附金額×10%	寄附金額 3 万円以上…210 円 寄附金額 3 万円未満…105 円	左記に加え、決済金 額×2.52%（最低 31 円）も加算
	じぶん銀行	寄附金額×10%	105 円	

《個人情報の取扱いに関する特記事項》

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、鎌倉市（以下「甲」という。）の定める鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(受託者の措置義務)

第2条 乙は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所を特定し、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

(身分証明書の常時着用)

第6条 乙は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名を明記した名札等若しくは身分証明書を着用させて本委託業務に従事させなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記事項に定める作業に従事する者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業に従事する者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第8条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(報告)

第12条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 乙は、再委託をした場合を含め、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を甲が別に定める書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙又は再委託先が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に対して損害を発生させた場合は、乙は、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

鎌倉市寄附金収納代行業務委託仕様書

1. 目的

本仕様は、鎌倉市（以下「発注者」という。）が、地方自治法施行令第158条第1項5号に基づき、鎌倉市寄附金収納代行業務を一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン（以下「受注者」という。）に委託するために必要な事項について定めるものである。

2. 委託内容

受注者は、「鎌倉市寄附金収納代行業務委託契約書」及び当仕様書に基づき、発注者の寄附金収納代行事務に係る業務を行う。当業務の内容は、寄附の受付、収納代行及び発注者への引渡し等寄附金収納代行事務に係るすべての業務を指す。また、業務完了については、発注者への寄附金の引渡しをもって確認することとする。

3. 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日までとする。

ただし、寄附の受付は契約締結日から平成25年12月31日までとし、その間に受付をした寄附金については、平成26年3月31日までにすべて発注者へ引き渡すこととする。

4. 履行場所

東京都港区赤坂8-3-3-304

5. 個人情報の取扱い

個人情報については、「鎌倉市個人情報保護条例」の本旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

6. 業務実施報告

受注者は、収納事務の履行件数を毎月10日で締切り、速やかに収納件数及び収納金額等の内訳を記載した入金内訳書及び委託業務完了届を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、当該書類に係る様式については、あらかじめ発注者の承諾を受けた受注者指定のものとする。

7. 委託手数料に係る請求

受注者は、払い込みまで完了した件数に基づく委託手数料を発注者へ請求するものとし、入金内訳書と請求書を、発注者へ提出することとする。なお、提出方法及び様式については、あらかじめ発注者の承諾を受けた受注者指定の提出方法及び様式とする。

8. 業務責任者等の届出

受注者は、業務責任者及び担当者を定め、業務着手日までに書面により発注者に通知するものとする。

